

平成23年10月4日

亀岡市議会議長 石野 善司 様

発議者 立花 武子

馬場 隆

田中 豊

並河 愛子

苗村 活代

意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

原子力発電からの脱却を求める意見書（案）

平成23年3月11日の東日本大震災により、福島第一原子力発電所は制御不能に陥り、6カ月余りを経過した現在に至るまで冷却装置などの機能は回復に至っていない。事故原因の検証どころか、事故の収束の道筋さえ見えない深刻な事態に陥っている。

隣接する福井県の原発において、放射能漏れを伴う事故が発生した場合、関西の水がめである琵琶湖が汚染される可能性は大きい。京都府においては、関西電力高浜原発から半径10キロの範囲には、舞鶴、綾部両市の一部が含まれ、20キロでは舞鶴市の市街地全域と宮津市、南丹市、京丹波町の一部が含まれる。30キロになると宮津市中心部、福知山市、伊根町にまで及び、更に今回の事故では30キロ圏内に該当しない地域でも、「計画的避難区域」に指定された住民は、住み慣れた家、職場を追われ、故郷に帰れる見通しもなく苦痛な避難生活を送っている。50キロ～60キロに位置する亀岡市においても決して他人事ではない。

よって、今回の福島第一原発事故を教訓に、今後このような不安と危険を残さないため、国においてエネルギー政策の抜本的な転換を図り、原子力発電から脱却することを強く求める。

また、このような事故を二度と起こさないため、原子力発電所の安全確保に十二分な措置を新たにとるよう、国に対し次のとおり要望する。

記

- 1 原子力発電から脱却し、再生可能エネルギーに転換する新たなエネルギー政策を定めること。
- 2 原子力発電所の安全を確保するため、30年を超え、高経年化している原子力発電所の運転延長を認めないこと。
- 3 原子力発電所にかかる緊急時計画区域をはじめとする安全基準の抜本的な見直しを図ること。
- 4 原子力安全・保安院は、より一層原子力発電所の安全を図るため、原子力利用を推進する経済産業省から分離・独立並びに権限の強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年10月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（防災担当）

} 宛

亀岡市議会議長 石野 善司